令和5年度「学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立片島小学校

1「学校のいじめ防止基本方針」の目的

学校におけるいじめの防止等(未然防止・早期発見・早期対応)の取組が、組織的かつ計画的に 推進・実施されるようにすること

2「学校のいじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校のいじめの問題に対する考え方

- □ 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」「いじめられている子を最後まで守り抜く」という意識の徹底
- □ 「いじめ」とは、児童に対して、他の児童等がおこなう心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じておこなわれるものを含む)であり、対象となった児童が心身の苦痛を 感じているものという共通認識
- □ 学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民 が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、児童生徒、 保護者、関係機関等に説明する。
- □ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする。)
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- □ 毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、 いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、 認知漏れがないか確認する。

※参考資料

- ・「いじめ防止対策推進法」第2条、第3条
- ・「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」(平成 28年3月18日文部科学省通知)
- ・「『いじめの防止等のための基本的な方針』の改定及び『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』 の策定について」(平成 29 年 3 月 16 日文部科学省通知)
- ・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】 P3~5 (平成27年3月福岡県教育委員会)
- ・「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」(平成30年3月26日文部科学省通知)

(2) 組織の設置

<いじめ問題対策委員会>

ア 構成員

組織の名称		いじめ問題対策委員会			
		職名等	分 掌 等	校内での役職名	
組織の構成員		校 長	_		
		教 頭	_	_	
	教 職 員	主幹教諭	教務運営、教育相談	教務主任	
		教 諭	生徒指導部	生徒指導担当教員	
		教諭・講師		いじめ事案の該当担任	
		養護教諭	健康・安全	健康教育・教育相談	
	外部専門家等	スクールカウンセラー	_	カウンセリング・教育相談	
		スクールソーシャルワーカー	_	_	

イ 役割

□ 年間計画の作成 相談・通報の窓口 情報の収集・記録 いじめの判断 対応方針の決定 PDCAサイクルの検証□ 定期的な開催(月1回以上)※参考資料
・「いじめの防止等のための基本的な方針」(最終改定平成29年3月14日文部科学大臣決定 P26~28)・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】P38~40(平成27年3月福岡県教育委員会)
(3) 関係機関との連携
□ 警察への通報・相談
□ 飯塚市教育委員会への報告と連携
□ 要保護児童対策連絡協議会
□ 校区ケース会議
□ 飯塚市いじめ・不登校問題対策協議会
□ 学校警察連絡協議会
(4)報告体制 別紙 1※参考資料・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】 (平成 27 年 3 月福岡県教育員会 P28)
(5)教員研修
□ いじめの問題についての適切な認知と共通理解に関する研修
□ いじめの問題に関する教職員の指導力の向上を図る研修
□ 教職員の資質を高める研修
※参考資料
・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】 (平成27年3月福岡県教育員会P46~50)
(6) いじめの問題への対応【年間計画・いじめ問題への対応の手順・重大事態への対応体制・ 重大事態に係わる飯塚市長への報告の流れ】
アーいじめの防止の取組
□ 協調学習による生徒指導の視点に立つ授業づくり
□ SEL−8Sによる社会性の育成の授業実践(学級活動)
□ 全校集会における児童会からの啓発 □ 校長の講託 先供送機関と数号の対発機関
□ 校長の講話、生徒指導担当教員の注意喚起 ※
※参考資料 ・「いじめの防止等のための基本的な方針」(最終改定平成29年3月14日文部科学大臣決定 P29~30)
・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】 (平成 27 年 3 月福岡県教育員会 P11~24)
・「生徒指導リーフ 4.8.9」(平成 24 年 6 月、9 月 文部科学省・国立教育施策研究所)

イ いじめの早期発見の取組

□ 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」「ダイジェスト版」等を活用した
早期発見の取組の実施
□ 「いじめに特化したアンケート簡易版」の月1回の実施 □ 「学校生活アンケート (ハ) いりに特化したアンケート)の学問1回の実施
□ 「学校生活アンケート」(いじめに特化したアンケート)の学期1回の実施 □ 教育和教理問の記字(「学校生活アンケート」後の個人表教、学期1回)
□ 教育相談週間の設定(「学校生活アンケート」後の個人面談:学期1回)
□ 相談ポストの設置及び活用
□ 「家庭用チェックリスト」の配布(年2回)
□ 年間計画の作成 別紙 2
□ 必要に応じて、保護者との連携を図る
※参考資料
・いじめ問題に係る取組の実施状況調査について(文書番号25教義1105号平成25年5月30日)
[いじめ問題に係る取組の実施状況調査(学校配付用)項目]
・「いじめの早期発見・早期対応の手引」(平成 19 年 3 月 福岡県教育委員会)
・「いじめの防止等のための基本的な方針」(最終改定平成29年3月14日文部科学大臣決定 P26~28)
・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A(Part3)(平成25年国立教育施練形所)
・「生徒指導リーフ 4」(平成 24 年 6 月 文部科学省、国立教育施策研究所)
ウ いじめの早期対応の取組
□ いじめに対する基本姿勢
□ 1次・2次・3次対応による支援と指導等 別紙3
(いじめられた児童への対応、いじめた児童への対応、保護者との連携)
□ 飯塚市教育委員会への報告
□ 関係機関等との連携
※参考資料
・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」―小中学校編―(平成 19 年 3 月福岡県教育委員会 P 4)
・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】 (平成27年3月福岡県教育員会P33~36)
・「いじめの防止等のための基本的な方針」(最終改定平成29年3月14日文部科学大臣決定 P29~31)
エ 重大事態への対処 別紙4 別紙5
□ 重大事態の定義
※定義
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあ
ると認めるとき。
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされてい
る疑いがあると認めるとき。
□ 重大事態の対応体制と報告
□ 工工の対象の対象の組織
□調査結果の提供及び報告
□ 調査結果を踏まえた対応

- 当該児童の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。
- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行う。加 害児童に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。
- 調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有 等の対応について検証し、再発防止に努める。

※参考資料

- ・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】 (平成27年3月福岡県教育員会P89~99)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」(最終改定平成29年3月14日文部科学大臣決定 P31~42)
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成29年3月14日文部科学省)

(7)ネッ	トト	のい	じめ	の対応	<u> </u>
١		, -1 - /		ツッ・	\cup	マンハリ州	,,

- □ 情報モラル教育の実施
- □ 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

(8) 教育相談体制

- □ スクールカウンセラーとの連携
- □ 子どもホットライン24などの相談窓口の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- □ 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施
- □ いじめに特化した家庭用チェックリストの年2回の配付
- □ 学校いじめ防止基本方針の周知

(10) 取組状況の評価

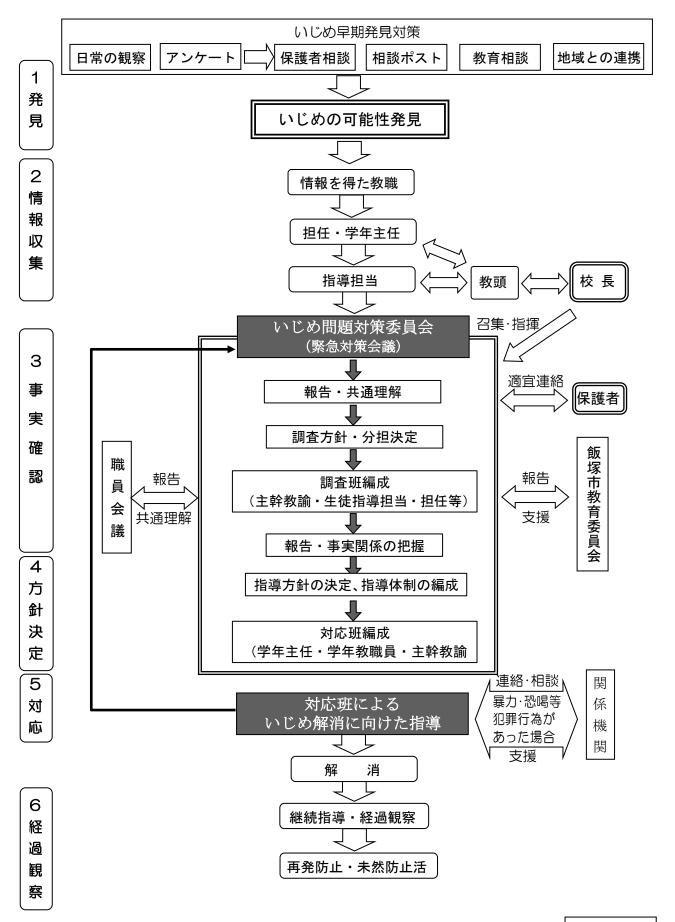
- □ いじめ問題対策委員会にて学期ごとに取組を評価・分析
- □ 学校評価・教員評価の実施

※参考資料

「いじめの防止等のための基本的な方針」(最終改定平成29年3月14日文部科学大臣決定 P22~23)

(11) 学校評価・教員評価

□ アンケートによる学校評価



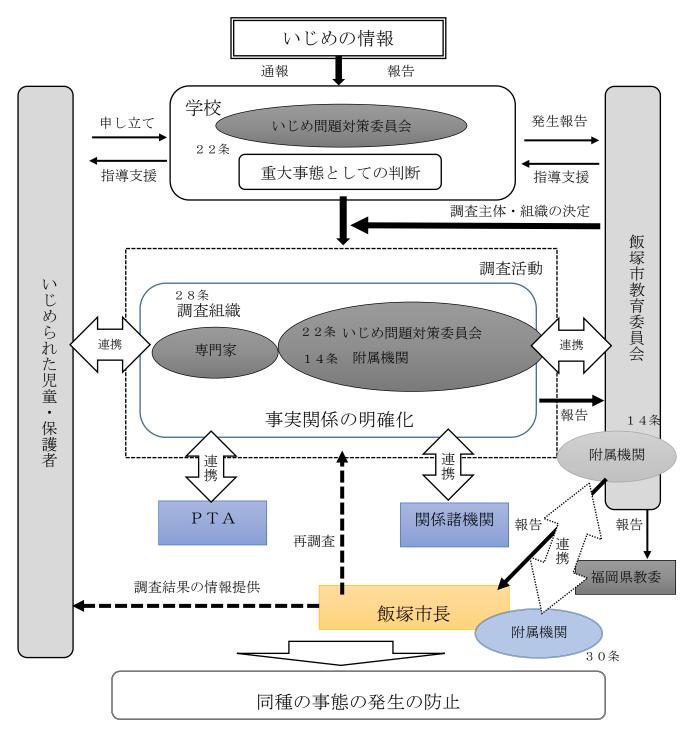
年間計画

		T 101 11 E1		== 17
月	早期発見・早期対応の取組	学校の組織的指導体制の整備	いじめに対応する教育活動	評価・分析の
	(◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	(*月1回以上)	の推進 (●年間)	取組
	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の	* いじめ問題対策委員会	●いじめを生まない教育活▲	
4月	児童・保護者への周知	・「いじめの定義」と「報告の在り	動の推進	
','	・相談ポストの児童への周知	方」の職員研修		
5月	◇「いじめに特化したアンケート簡易版」	*いじめ問題対策委員会		
	の実施	・「いじめは特化したアンケート簡易版」の報告		
	・アンケートをもとにした個人面談			
	◇「いじめに特化したアンケート簡易版」	* いじめ問題対策委員会	・家庭・学校において、いじ	
	の実施	・「いじめご特化したアンケート簡易版」の報告	め撲滅への啓発・早期発見の	
6月	・アンケートをもとにした個人面談		 ため「保護者用いじめチェッ	
			クリスト」の配付	
	◇生活アンケート調査(※学期に1回)	*いじめ問題対策委員会		・1 学期の取組
7月	◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた:	・「生活アンケート調査」の報告		を評価・分析
′ ′ ′ ′	「教育相談週間(月間)」			2 8 1 IM 73 1/1
	· ** ** (18) (7) (8)	・「いじめの早期発見・早期対応の		
		手引き」を活用した研修会の実施		
8月				
073		・SC等の専門家を招聘した研修会		
		・特別支援教育の視点にたつ児童生		
	A 5	徒理解の研修会		
	◇「いじめに特化したアンケート簡易版」 	*いじめ問題対策委員会		
9月	の実施	・「いじめご特化したアンケート簡易版」の報告		
	・アンケートをもとにした個人面談			
100	◇「いじめに特化したアンケート簡易版』 	*いじめ問題対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早期	
10月	の実施	・「いじめは特化したアンケート簡易版」の報告	発見のため「保護者用いじめ	
	・アンケートをもとにした個人面談		チェックリスト」の配付	
	◇「いじめに特化したアンケート簡易版」	* いじめ問題対策委員会		
11月	の実施	・「いじめ」特化したアンケート簡易版 の報告		
	・アンケートをもとにした個人面談			
_	◇生活アンケート調査(※ <u>学期に1回</u>)	* いじめ問題対策委員会	「いじめ早期発見・早期対応	・2 学期の取組
12月	◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた	・「生活アンケート調査」の報告	リーフレット (家庭向け)」	を評価・分析
	「教育相談週間(月間)」		の配付	
	◇「いじめに特化したアンケート簡易版」、	* いじめ問題対策委員会		
1月	「学校生活アンケート」等	・「いじめご特化したアンケート簡易版」の報告		
	児童生徒理解のための調査			
	◇「いじめに特化したアンケート簡易版』	* いじめ問題対策委員会		
2月	の実施	・「いじめご特化したアンケート簡易版」の報告		
	・アンケートをもとにした個人面談			
	◆生活アンケート調査(※学期に1回)	* いじめ問題対策委員会		・年間の取組を
3月	◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた。	・「生活アンケート調査」の報告		評価・分析
- / .	「教育相談週間(月間)」	—, u, - ,	<u></u>	111. KZ mil 1 ii
	. 女日,但欧洲的(万间)			

対応の手順 いじめの発見 「サイン」の発見 本人の訴え アンケート等の結果 保護者からの報告 児童生徒からの報告 一次対応(緊急対応) 保護者との連携 いじめられた児童 いじめた児童 ○事実関係の把握 ○事実関係の把握 ○事実関係の報告 ○心のケア ○信頼関係の構築 周囲の児童 ・安全の確保 ○事実関係の確認 ・全面的な支援 いじめ問題対策委員会 協働体制の確立 指導や支援の対応方針の決定 教育委員会への報告 関係機関との連携 二次対応(短期対応) いじめられた児童 保護者との連携 いじめた児童 ○プロジェクト ○いじめの態様に ○指導方針の伝達 チームによる支援 応じた指導・援助 ○規範意識の向上 当事者意識の高揚、共感的人間関係づくり、自己存在感を実感できる学級づくり 学級での指導 三次対応 (長期対応) いじめられた児童 保護者との連携 いじめた児童 ○適応の促進 ○規範意識の育成 ○家庭教育力の向上 ○対人関係能力の向上 ○人間関係づくりの改善 人権意識を高める道徳・特別活動等の実践、いじめ問題を解決できる学級・学年 学級での指導 集団育成の指導の充実

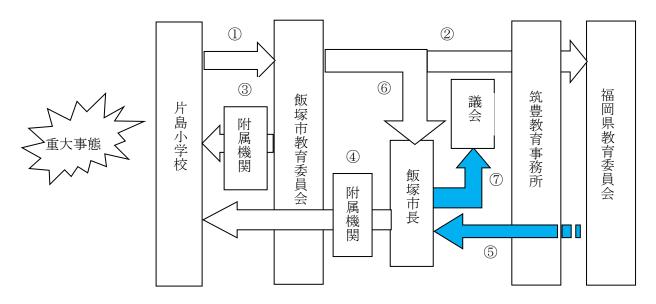
いじめの未然防止に向けた取組

・重大事態の際の危機管理マニュアル



重大事態が発生した場合、直ちに飯塚市教育委員会に報告し、報告を受けた飯塚市教育委員会は飯塚市長及び福岡県教育委員会へ事態発生について報告しなければならない。

・重大事態に係る飯塚市長への報告の流れ



- ① 重大事態の報告(第23条2項)
- ② 重大事態が発生した旨を飯塚市長に報告(第30条1項) 併せて,福岡県教育委員会に報告(県基本方針)
- ③ 附属機関による調査(第28条1項)
- ④ 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査(第30条2項)
- ⑤ 重大事態への対処に関する飯塚市の事務の適切な処理について指導・助言又は援助 (第33条)
- ⑥ 重大事態の調査結果を飯塚市長に報告(国基本方針) 併せて、福岡県教育委員会に報告(県基本方針)
- ⑦ ④の調査を行ったときは、その結果を議会に報告(第30条3項)